

令和 6 年度

木造家屋等建築工事安全対策委員会

検討結果報告書

令和 7 年 3 月

建設業労働災害防止協会

は じ め に

建設業における労働災害は、長期的には減少してきており、昭和 48 年の死亡災害 2,402 人に対して、令和 5 年では 223 人となり、1/11 にまで減少しています。しかしながら、令和 5 年の全産業の死亡者数が 755 人に対して、産業別死亡災害では、建設業が 223 人と最も多い業種となっています。また、令和 5 年の建設業での事故の型別でみると、墜落、転落災害が最も多く、86 人で死亡災害全体の 39%となっています。

このようなことから、当協会では、特に木造家屋等低層住宅建築工事における墜落・転落災害防止に向けて、様々な検討を実施してきており、令和 3 年度には「スライドレール式安全ブロック工法」の作業手順を作成し、令和 4 年度には「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」を作成することなどにより木造家屋等低層住宅工事の墜落・転落災害防止に取り組んできました。

本年度は、令和 4 年度に作成した標準マニュアルを参考に低層工事で使用されることが多い、脚立、はしご等からの墜落・転落災害に重点を置き、作業者に低所からの危険性を理解してもらえるよう検討し、その結果を A4 版見開きリーフレットとして取りまとめました。また、低所からの墜落・転倒時の頭部保護に有効な保護帽の正しい使用方法等を記載するため、当協会で設置している保護具等に関する調査研究委員会と協力し、保護帽の正しい着用についても記載しました。併せて、トラックの荷台への昇降に係る最近の動きも記載しました。

本報告書を取りまとめるに当たり、委員をはじめとすること協力をいただいた関係各位に対し、深甚なる感謝の意を表する次第です。

令和 7 年 3 月

建設業労働災害防止協会

目 次

第 1 章 委員会、専門部会の設置及び検討経緯	1
1. これまでの経緯	1
2. 専門部会の設置	5
3. 検討の経緯	7
第 2 章 建設業におけるはしご・脚立等低所からの墜落・転落災害の発生状況....	13
1. 建設業における低所からの墜落・転落による災害の詳細	13
2. はしご・脚立に関する墜落による死亡災害の推移	15
第 3 章 はしご・脚立等低所からの墜落・転落災害防止対策に関する周知用資料の作成	16

第 1 章 委員会、専門部会の設置及び検討経緯

1. これまでの経緯

1. 1 設置目的等

労働省の通達、昭和 53 年 2 月 10 日付け基発第 86 号「木造家屋建築工事等小規模建築工事における労働災害の防止について」により労働災害防止対策の強化について示され、同通達の中で建災防に対して、自主的労働災害防止活動の促進と関係者の労働災害の防止に関する意識の高揚に努めるよう指示があった。

当協会では、これを受けて、建災防都道府県支部に安全対策委員会(又は協議会)を設置し、地域事情に即した安全作業指針の検討、工事現場の安全パトロールの実施等を指導し、昭和 54 年 10 月には本部においても建災防都道府県支部に設置している、「木造家屋等建築工事安全対策委員会(協議会)」の活動の活性化等を目的として、本委員会を設置し、木造家屋等建築工事における安全対策について検討を実施してきた。

1. 2 検討事項

学識経験者、木造家屋等低層住宅建築工事関係団体からの推薦があった者を委員とする。
なお、令和 6 年度の名簿は「1. 4 委員名簿」に示すとおりである。

1. 3 活動概要

昭和 54 年 10 月	木造家屋等建築工事安全対策委員会の設置
昭和 55 年 7 月	木造家屋等建築工事に作業主任者制度の導入を図ること等の当面の安全対策について検討し、労働省へ報告
昭和 56 年 3 月	木造家屋建築工事における労働災害状況の分析、報告書(第 1 報)作成
昭和 57 年 3 月	木造家屋建築工事における労働災害状況の分析、報告書(第 2 報)作成
昭和 58 年	木造建築工事関係の安全パトロールを行う場合の指針として、安全パトロール指導要領作成
昭和 59 年 3 月	木造家屋建築工事における労働災害状況の分析、報告書(第 3 報)作成
昭和 62 年 7 月	木造家屋解体工事安全施工指針の作成
昭和 63 年 3 月	木造家屋等建築工事における墜落・転落災害防止対策及び木造建築物解体工事の安全について検討、報告書作成
昭和 64 年 ～平成 7 年	活動を一時休止

平成 9 年～ 平成 11 年	昭和 55 年に作成した木造家屋等建築工事の作業主任者教育用教材の改定が必要なことから、「木造家屋等建築工事安全対策委員会」を再編成し、教材の改正を実施
平成 15 年度	木造家屋等建築工事における安全作業について検討し、上棟作業の問題点と改善について報告書を作成
平成 16 年度	平成 16 年度木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業の一環として作成した職長及び作業員を対象とする墜落災害防止のための教育用テキスト「木建工事における墜落災害防止のポイント（建方・屋根・外装工事編）」の概要並びに教育用テキストを研修会等で活用する際指導者の参考となる、最新の災害発生状況の分析結果、木建工事における安全対策の今後の方向等を検討、報告書を作成
平成 17 年度	作業部会を設置し、木造家屋のリフォーム工事における効果的な安全対策について検討
平成 19 年度	支部における協議会の活動と実施している木建安全パトロールをより効果的に推進するのに必要な実情を把握する目的で支部に対し、アンケート調査を実施し、報告書を作成
平成 21 年度	「墜落・転落」による災害に対しては、法整備、新技術・新工法の開発等により、各種災害防止対策が図られているが、「こすれ（すりむき、切れ）」については、災害防止対策上の課題もあり、「こすれ（すりむき、切れ）」による災害事例を調査・分析し、特に「動力工具／丸のこ」の適切な使用方法、作業者への安全教育の実施等について検討、報告書を作成
平成 22 年度	災害事例及び「丸のこ等取扱い作業従事者教育」講師養成講座受講者へのアンケート調査結果等において見られる「安全装置の安易な無効化」等による災害が後を絶たないことから、このような状況を含め、検討
平成 23 年度	木造家屋建築工事における墜落・転落災害の防止対策を検討するための着目点、施工業者が参考となる具体的な安全対策実施事例の検討
平成 24 年度	震災復興工事に関連する災害発生状況及び災害事例から考えられる問題点と今後の対応について検討
平成 25 年度 ～平成 26 年度	足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策の普及事業について及び木造家屋建築工事における墜落防止対策等の検討
平成 27 年度	足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策の普及事業について及び低層住宅建築工事における労働災害防止に関する課題について検討
平成 28 年度	木造建築工事災害発生状況及び低層住宅建築工事における労働災害防止に関する課題について検討
平成 29 年度	軸組作業時における墜落・転落災害が多いことから実効性のある墜落・転落災害防止対策を検討するため「軸組作業時における墜落・転落災害防止対策専門部会」を設置

平成 30 年度	「軸組作業時における墜落・転落災害防止対策専門部会」において、実規模の足場を用い安全ブロックとフルハーネスを組み合わせた安全対策の安全性や性能について試験を実施
令和元年（平成 31 年）度	「軸組作業時における墜落・転落災害防止対策専門部会」を継続設置のうえ、スライドレール式安全ブロック工法の有効性（墜落制止用器具の安全性及びショックアブソーバ機能の性能等）を検証するため、実物大試験を行い、当該工法の作業標準について検討
令和 2 年度 ～令和 3 年度	軸組作業時における墜落・転落災害防止対策として検討したスライドレール式安全ブロック工法の作業標準を作成
令和 4 年度	墜落防止マニュアルに盛り込むべき墜落・転落災害を一層減少させるために必要な事項について検討
令和 5 年度	墜落防止マニュアルの見直しに向けて提言を行うため「墜落防止のための安全設備設置マニュアル見直し提言専門部会」を設置し「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」を作成

1. 4 委員名簿

○小林 謙二	職業能力開発機構短期大学校 東京建築カレッジ 学校長
三浦 延恭	国土舘大学 名誉教授
太田 明	一般社団法人全国建具組合連合会 副理事長
坂倉 賢	一般社団法人日本塗装工業会 [株式会社サカクラ]
和田 均	全国管工事業協同組合連合会 総務担当副会長 [和田工業株式会社]
田久 悟	全国建設労働組合総連合 労働対策部長
古谷 聡	公益社団法人東京中小建築業協会 事務局長
脊尾 文俊	公益社団法人東京中小建築業協会 事務局長 (前担当者)
鈴木 保宏	一般社団法人日本木造住宅産業協会 生産技術部長
渡辺 喜重	一般社団法人東京建設職能組合連合会 会長
宗像 祐司	全国低層住宅労務安全協議会 顧問
中屋敷 勝也	一般社団法人仮設工業会 専務理事
塚本 勇人	一般社団法人全日本瓦工事業連盟 理事
加藤 和久	一般社団法人日本左官業組合連合会 理事
岡本 啓志	一般社団法人日本鳶工業連合会 常務理事
大幢 勝利	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長代理

※ ○印は、委員長 (順不同・敬称略)

<厚生労働省>

繁野 北斗 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室 技術審査官

<事務局>

井上 仁 建設業労働災害防止協会 専務理事
西田 和史 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
土屋 良直 建設業労働災害防止協会 技術管理部 上席調査役
由野 友規 建設業労働災害防止協会 技術管理部 次長
野口 円果 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員
大森 耀介 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員

2. 専門部会の設置

2. 1 趣旨・目的

建設業における死亡災害のうち、「墜落・転落災害」は4割前後と最多を占めているが、木造家屋等低層住宅建築工事における死亡災害においては、「墜落・転落災害」は7割前後を占めている状況が継続している。

こうした状況の中、令和4年度に出された建設業における墜落・転落災害防止等に関する厚生労働省報告書や令和5年度の建設職人基本法に基づく基本計画閣議決定等の動向を踏まえ、木造家屋等建築工事安全対策委員会の下に専門部会を設け、「木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル」を作成し、足場・屋根上・開口部等からの作業における安全対策やはしご・脚立等低所からの墜落防止対策等を示したところである。

本マニュアルについては、厚生労働省において、関係団体に対して、傘下会員他関係者への周知の他、本マニュアルに基づく取組が促進されるよう特段の配慮に関する通知が出されたところである。

一方で、はしご・脚立等高さ2m未満の低所からの死亡災害が2割以上を占め、その半数以上が保護帽未着用や保護帽脱落となっており（「労働安全衛生総合研究所」による。）、適切な保護帽の選択・使用等が重要となっている。

以上を踏まえ、本年度は、はしご、脚立等の低所からの墜落・転落防止対策について、適切な保護帽を選択した上で、正しい使用方法が普及定着することを目指し、「保護具等に関する調査研究」と連携を図りつつ、調査・検討を行うこととする。

2. 2 検討事項

- (1) はしご・脚立等低所からの墜落・転落死亡災害の現状把握
- (2) 適切な保護帽の選択・使用方法等
- (3) その他の低所からの墜落・転落防止対策に関する事項

2. 3 低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会 委員名簿

○大幢 勝利	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長代理
武石 和彦	一般社団法人仮設工業会 技術審議役
八木 幹夫	株式会社熊谷組 安全本部 安全推進部 担当部長 (建設労務安全研究会)
篠宮 真樹	興研株式会社 執行役員 マーケティング本部 安全衛生ディビジョン マネージャー
宗像 祐司	全国低層住宅労務安全協議会 顧問
高野 栄次	株式会社谷沢製作所 総務部長
加藤 正弘	ミドリ安全株式会社 営業本部 市場軸統括部 安全衛生相談部 顧問
日野 泰道	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 建設安全研究グループ 部長

※ ○印は、部会長

(順不同・敬称略)

<オブザーバー>

渡辺 光史 株式会社常磐谷沢製作所 茨城工場 工場長付広報担当

<厚生労働省>

繁野 北斗 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
技術審査官

<事務局>

井上 仁 建設業労働災害防止協会 専務理事
西田 和史 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
土屋 良直 建設業労働災害防止協会 技術管理部 上席調査役
由野 友規 建設業労働災害防止協会 技術管理部 次長
野口 円果 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員
大森 耀介 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員

3. 検討の経緯

第1回本委員会

日時 令和6年6月18日 15:00～17:00

場所 三田鈴木ビル5階 建災防会議室

議題

- (1) 委員会の進め方について
- (2) 建設業における低所からの墜落・転落災害（休業4日以上）発生状況
- (3) 専門部会の設置について
- (4) その他

内容

建設業における墜落・転落による死傷災害は、はしご・脚立等によるものが33%であり、高さ2m未満の低所が50%と多い状況にある。それらの災害発生状況の多くは、保護帽未着用や正しく着用していないことによる保護帽の脱落が見受けられる。このようなことから「低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会」を設置し、はしご・脚立等含め低所からの墜落・転落防止対策について、保護具等に関する調査研究委員会と連携を図りつつ、検討を行うこととした。

配布資料

- 資料No.1-1 「木造家屋等建築工事安全対策委員会」委員名簿
- 資料No.1-2 建設業における低所からの墜落・転落災害（休業4日以上）発生状況
- 資料No.1-3 「低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会」設置要綱（案）
- 資料No.1-4 「低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会」委員名簿（案）
- 資料No.1-5 木造家屋等建築工事安全対策委員会スケジュール（案）

参考資料 木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルについて

第1回打合せ

日時 令和6年7月10日 15:00～16:00

場所 安全衛生総合会館14階 第4会議室

議題

(1) 専門部会の進め方について

(2) その他

内容

専門部会の進め方について検討を行った。

配布資料

資料No.1-1 「木造家屋等建築工事安全対策委員会」委員名簿

資料No.1-2 建設業における低所からの墜落・転落災害（休業4日以上）発生状況

資料No.1-3 「低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会」設置要綱（案）

資料No.1-4 「低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会」委員名簿（案）

資料No.1-5 木造家屋等建築工事安全対策委員会スケジュール（案）

参考資料 木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルについて

第1回専門部会

日時 令和6年7月23日 15:00～17:00

場所 三田鈴木ビル5階 建災防会議室

議題

- (1) 専門部会の進め方について
- (2) はしご・脚立等低所からの墜落・転落災害の現状把握について
- (3) 適切な保護帽の選択・使用方法等について
- (4) その他の低所からの墜落・転落防止対策に関する事項
- (5) その他

内容

部会長を選任し、専門部会の進め方について検討を行うとともに、はしご・脚立等及び保護帽の正しい使用方法等について各委員から意見を伺った。低所からの墜落・転落防止対策を注意喚起するため、木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアルの内容を参考とし、作業者にはしご・脚立の正しい使用方法を普及させるためのリーフレットを作成することとした。

配布資料

- 資料No.1-1 「木造家屋等建築工事安全対策委員会」委員名簿
- 資料No.1-2 「木造家屋等建築工事安全対策委員会」第1回議事要旨（案）
- 資料No.1-3 低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会設置要綱
- 資料No.1-4 低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会名簿
- 資料No.1-5 建設業における低所からの墜落・転落災害（休業4日以上）発生状況
- 資料No.1-6 低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会スケジュール（案）

- 参考資料1 木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル
- 参考資料2 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

第2回専門部会

日時 令和6年9月17日 15:00～17:00
場所 三田鈴木ビル5階 建災防会議室

議題

- (1) 第1回議事要旨（案）の確認について
- (2) 周知用リーフレット（案）について
- (3) その他

内容 低所からの墜落・転落防止対策のリーフレットを、はしご・脚立のイラストを使用したものにするため検討を行い、保護帽の正しい着用についてもイラストで記載することとした。

配布資料

- 資料No.2-1 低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会 委員名簿
- 資料No.2-2 第1回 低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会 議事要旨（案）
- 資料No.2-3 周知用リーフレット（案）
- 資料No.2-4 低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会 スケジュール

第3回専門部会

日時 令和6年11月25日 15:00～17:00
場所 三田鈴木ビル7階 建災防会議室

議題

- (1) 第2回議事要旨（案）の確認について
- (2) 周知用リーフレット（案）について
- (3) その他

内容 周知用リーフレットについて、イラストに注意事項等を分かりやすくしたコメントを入れる等の意見を伺った。また、トラックの昇降についても追加することとした。

配布資料

- 資料No.3-1 第2回 低所からの墜落・転落防止対策に関する専門部会 議事要旨（案）
- 資料No.3-2 周知用リーフレット（案）

第2回本委員会

日時 令和6年12月20日 13:30～15:00

場所 ビジョンセンター田町5階502号室

議題

(1) 第1回議事要旨（案）の確認について

(2) 周知用リーフレット（案）について

(3) その他

内容 専門部会で作成した原案について、部会長よりご説明いただき、本委員会委員よりコメント内容等についてのご意見を伺った。

配布資料

資料No.2-1 令和6年度 第1回 木造家屋等建築工事安全対策委員会 議事要旨（案）

資料No.2-2 周知用リーフレット（案）

資料No.2-3 令和6年度 木造家屋等建築工事安全対策委員会スケジュール（案）

第3回本委員会

日時 令和7年3月7日 14:00～16:00

場所 三田鈴木ビル5階 建災防会議室

議題

(1) 第2回議事要旨（案）の確認について

(2) 周知用リーフレット（案）について

(3) 令和6年度報告書（案）について

(3) その他

内容 各委員にリーフレット原案の最終確認を行い、その内容について承認いただいた。
また、来年度の検討テーマについて各委員より意見を伺った。

配布資料

資料No.3-1 令和6年度 第2回 木造家屋等建築工事安全対策委員会 議事要旨（案）

資料No.3-2 周知用リーフレット（案）

資料No.3-3 令和6年度 木造家屋等建築工事安全対策委員会 報告書（案）

第2章 建設業におけるはしご・脚立等低所からの墜落・転落災害の発生状況

1. 建設業における低所からの墜落・転落による災害の詳細

建設業における低所からの墜落・転落災害の死傷災害（休業4日以上）の詳細では、はしご等からが33%、足場からが14%を占めている。墜落時の高さについては、2m未満が50%を占めている。

また、はしご等を起因物とする災害の68.1%が2m未満の低所からの墜落となっており、人数も108人と最も多くなっている。

さらに、はしごを起因物とする墜落・転落死亡災害では、はしごが固定されていなかった割合は71%と高い割合を占めている。保護帽の未着用は40%であり、保護帽は着用していたが、墜落時に保護帽が脱落した割合は、着用していた割合（58%）の約3割となっている。（※以下厚生労働省提供資料 図2-1-1～図2-1-3による。）

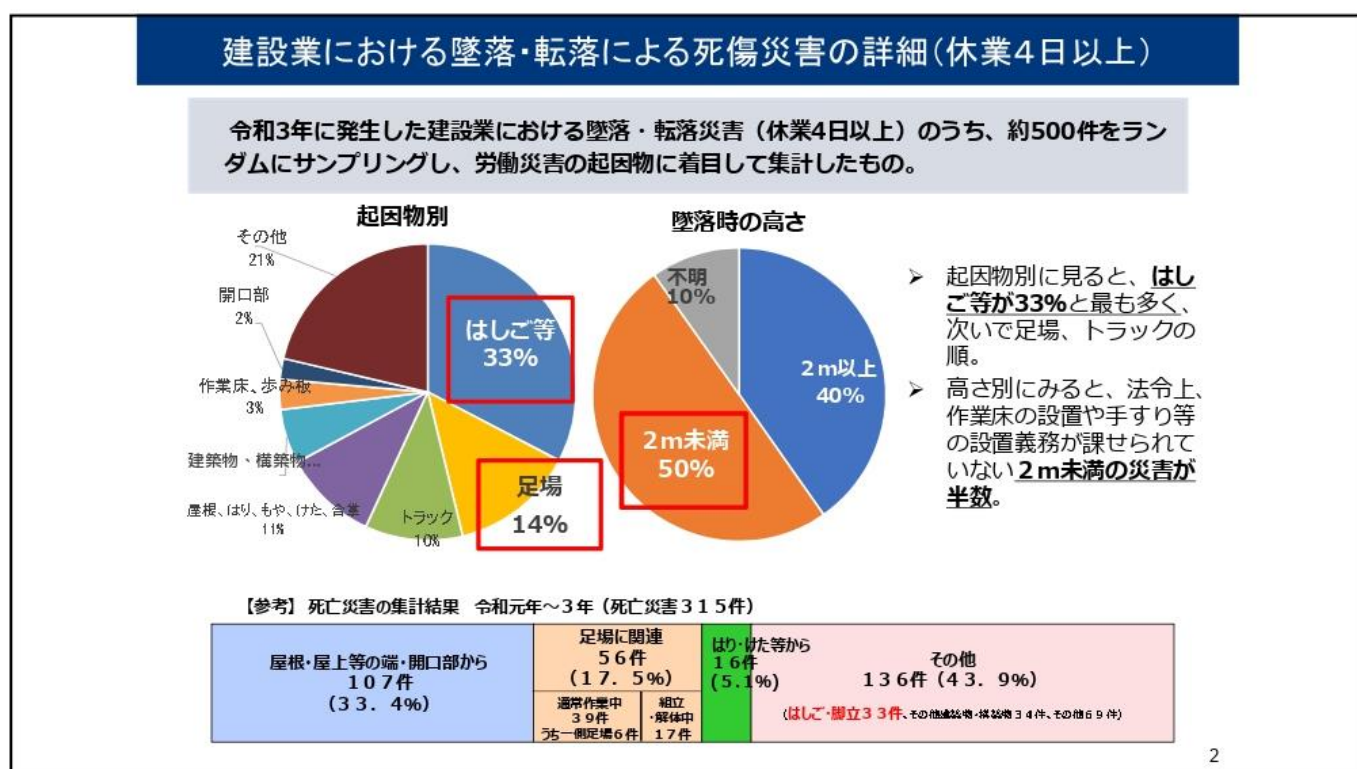


図2-1-1 建設業における墜落・転落による死傷災害の詳細（その1）

建設業における墜落・転落による死傷災害の詳細(休業4日以上)

- はしご等を起因物とする災害は約7割が2m未満の低所からの墜落・転落。
- 2m以上の箇所からの墜落転落で最も多いのは屋根等で約9割。足場や建築物は5～6割が2m以上。
- 死傷災害を減少させるためには、法令により手すりの設置等、墜落・転落災害防止対策が義務づけられているもののほか、**屋根等の開口部、2m未満の低所からの墜落、はしご等に着目した対策の実施が重要。**

起因物・高さ別集計

	2 m以上	2 m未満	不明
足場	35人 (53%)	22人 (22%)	9人 (14%)
作業床、歩み板	9人 (56%)	7人 (44%)	0人
はしご等	37人 (23%)	108人 (68%)	14人 (9%)
建築物、構築物等	18人 (62%)	9人 (31%)	2人 (7%)
屋根等	48人 (92%)	2人 (4%)	2人 (2%)
開口部	3人 (27%)	6人 (55%)	2人 (18%)
トラック	6人 (12%)	51人 (82%)	3人 (6%)
その他	40人 (38%)	48人 (46%)	16人 (15%)

3

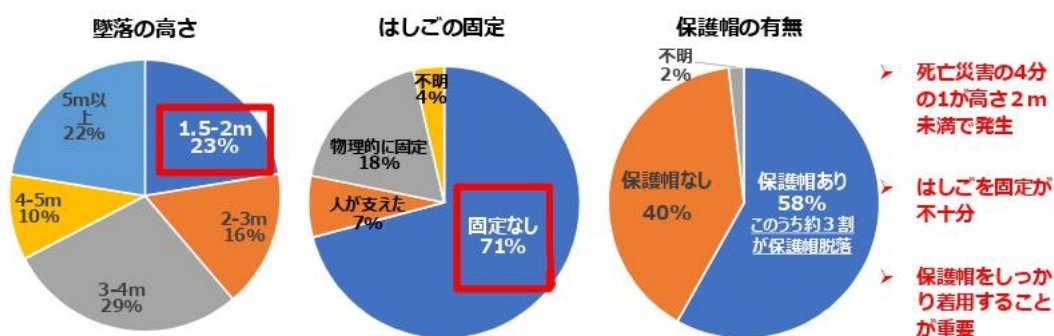
図2-1-2 建設業における墜落・転落による死傷災害の詳細(その2)

建設業におけるはしごからの墜落・転落死亡災害の状況

建設業における死亡災害(2011-2019)のうち、はしごを起因物とする墜落・転落災害55件を集計し分析。(資料出所: 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所)

【概要】

- ・約2割が2m未満の高さから墜落
- ・約7割は、はしごを固定せずに使用
- ・55件のうち墜落制止用器具を使用していたのは1件のみ
- ・約6割が保護帽着用。このうち約3割が保護帽が脱落



4

図2-1-3 建設業におけるはしごからの墜落・転落死亡災害の状況

2. はしご・脚立に関する墜落による死亡災害の推移

全産業において、はしご・脚立からの墜落による死亡災害は、年間20～30件（2013年～2022年の10年間の平均値）発生している。このうち建設業は約半数を占めており、他産業と比較しても墜落による死亡災害は多い。

特に低所からの墜落による死亡災害では、頭部外傷死が多くを占めており、死亡災害の被災者の多くは、保護帽未着用、作業内容に合っていない飛来物用の保護帽着用、正しく着用していないことから保護帽が脱落等のいずれかに該当することが多い。（※図2-2-1、2-2-2 労働安全衛生総合研究所による調査分析による。）

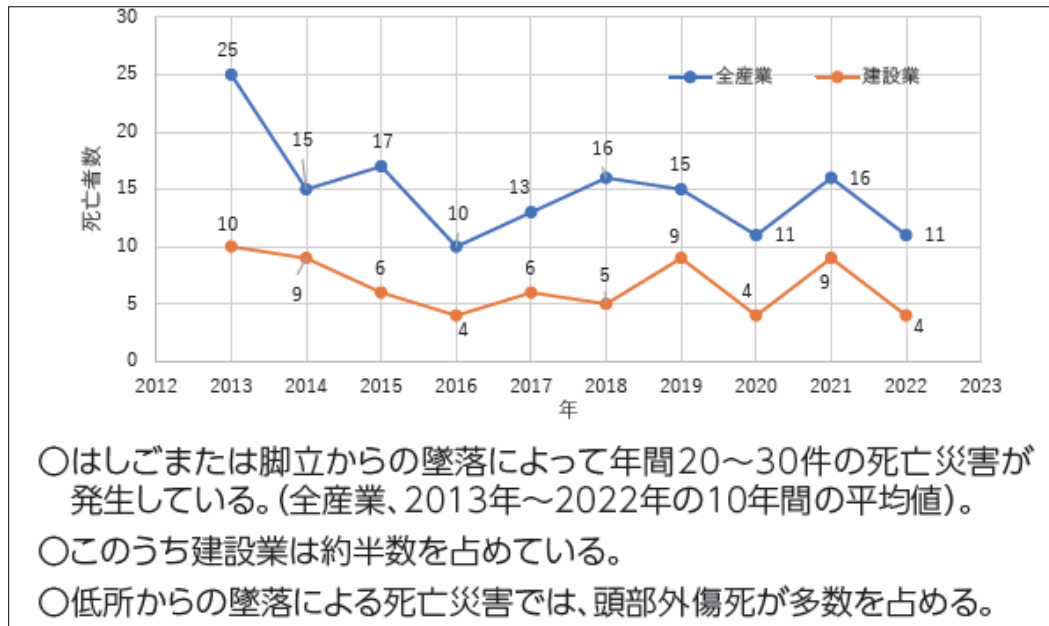


図2-2-1 はしごからの墜落死亡災害の年間推移

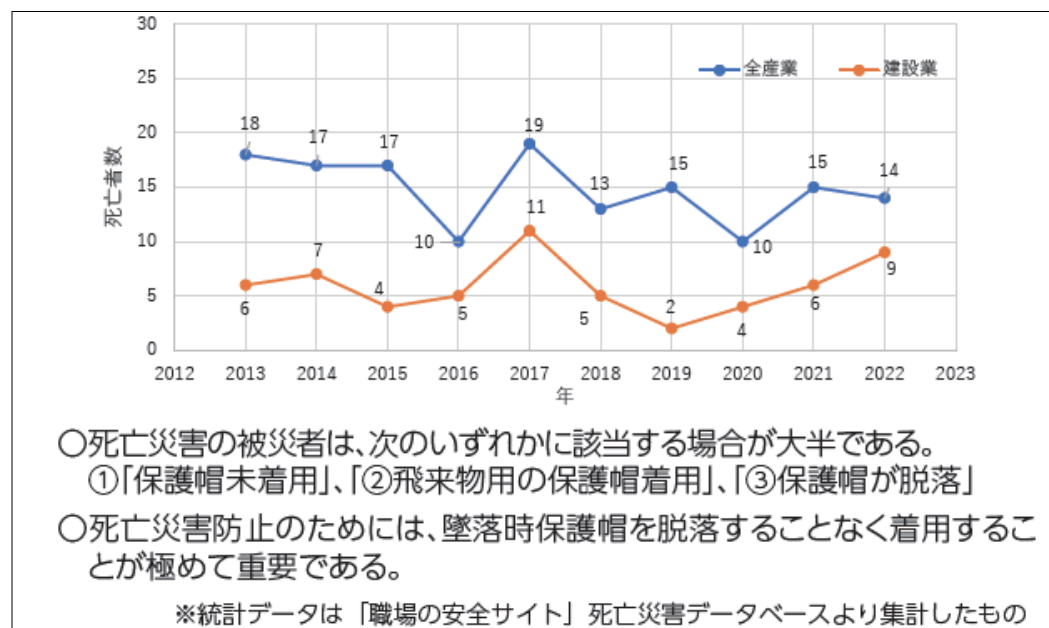


図2-2-2 脚立からの墜落死亡災害の年間推移

第3章 はしご・脚立等低所からの墜落・転落災害防止 対策に関する周知用資料の作成

第2章でのはしご・脚立等低所からの墜落・転落災害発生状況を踏まえ、
①低所での作業に対する墜落・転落災害防止への注意喚起の必要性
②はしご・脚立等の正しい使い方及び適切な保護帽の選択・使用を普及させる必要性
から、作業員向け「低所での作業あなたは油断していませんか？」と題する周知用リーフレットを作成した。

本リーフレットは、作業員が分かりやすいようイラストを使用し、危険な使用方法については注意のポイントをコメントとして入れ、理解しやすいA4 見開き版とした。(次頁資料参照)

本リーフレットを普及させることにより、低所からの墜落・転落災害の減少が望まれる。

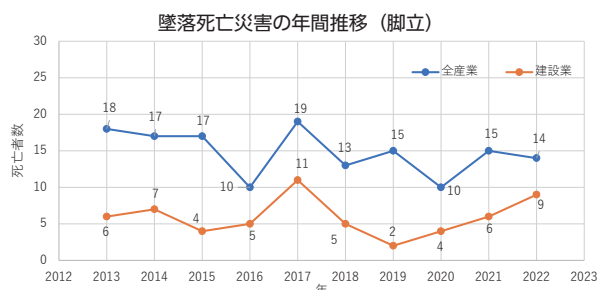
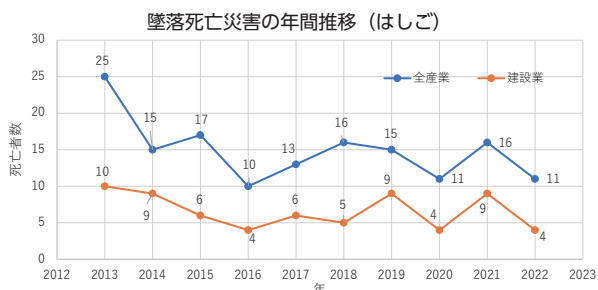
低所での作業 あなたは油断していませんか？



※脚立からの労働災害は、思っているより多く発生しています。

参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

はしご、脚立に起因する労働災害の分析



○はしごまたは脚立からの墜落によって年間20～30件の死亡災害が発生している。（全産業、2013年～2022年の10年間の平均値）。

○このうち建設業は約半数を占めている。

○低所からの墜落による死亡災害では、頭部外傷死が多数を占める。

○死亡災害の被災者は、次のいずれかに該当する場合が大半である。

①「保護帽未着用」、「②飛来物用の保護帽着用」、「③保護帽が脱落」

○死亡災害防止のためには、墜落時保護帽を脱落することなく着用することが極めて重要である。

※統計データは「職場の安全サイト」死亡災害データベースより集計したもの

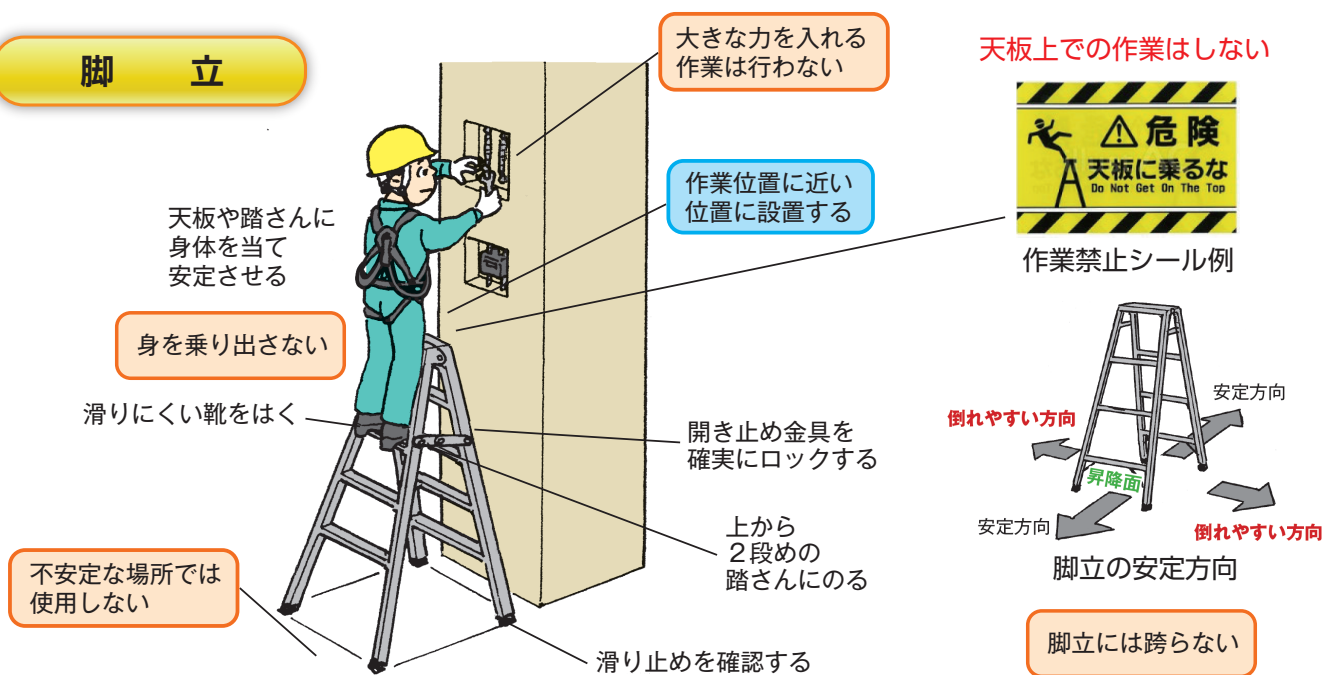
脚立・可搬式作業台

作業を行う際には、必ず作業に適したヘルメット、安全靴等の保護具を着用しましょう。

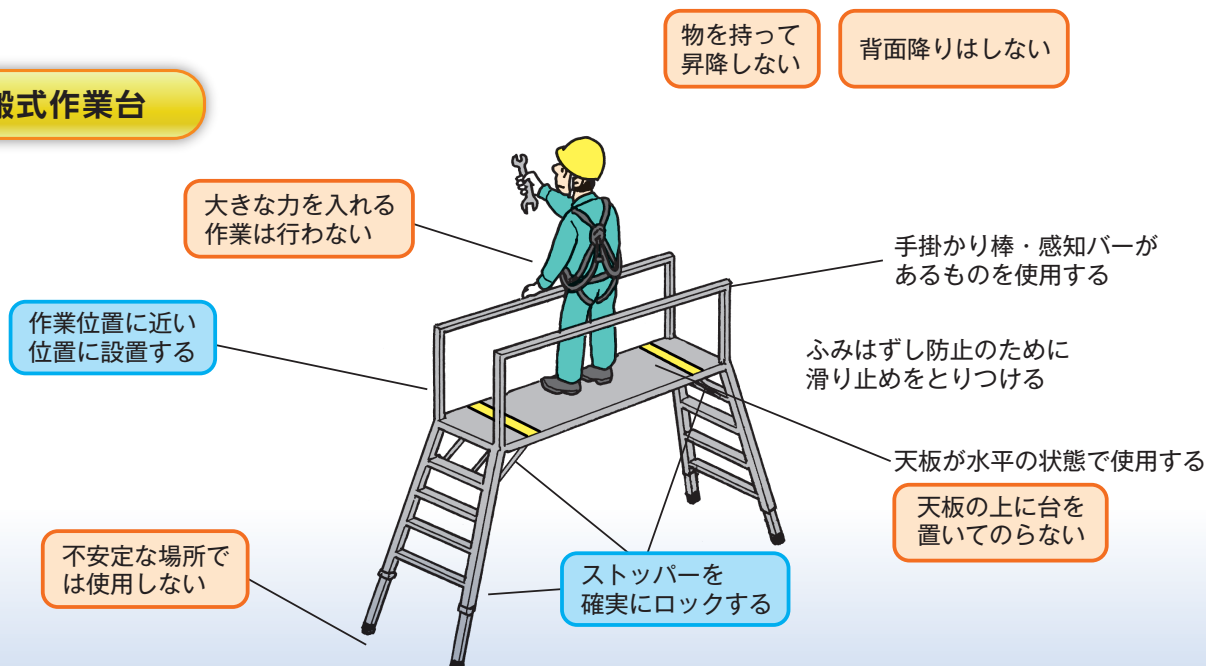
いずれかの表示マークがついているものを使用しましょう。

機 材	表 示 マ ー ク			
脚立 ・ 可搬式 作業台	 日本産業規格	 製品安全協会	 はしご脚立部会 軽金属製品協会	 仮設工業会

脚 立



可搬式作業台

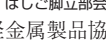
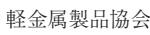


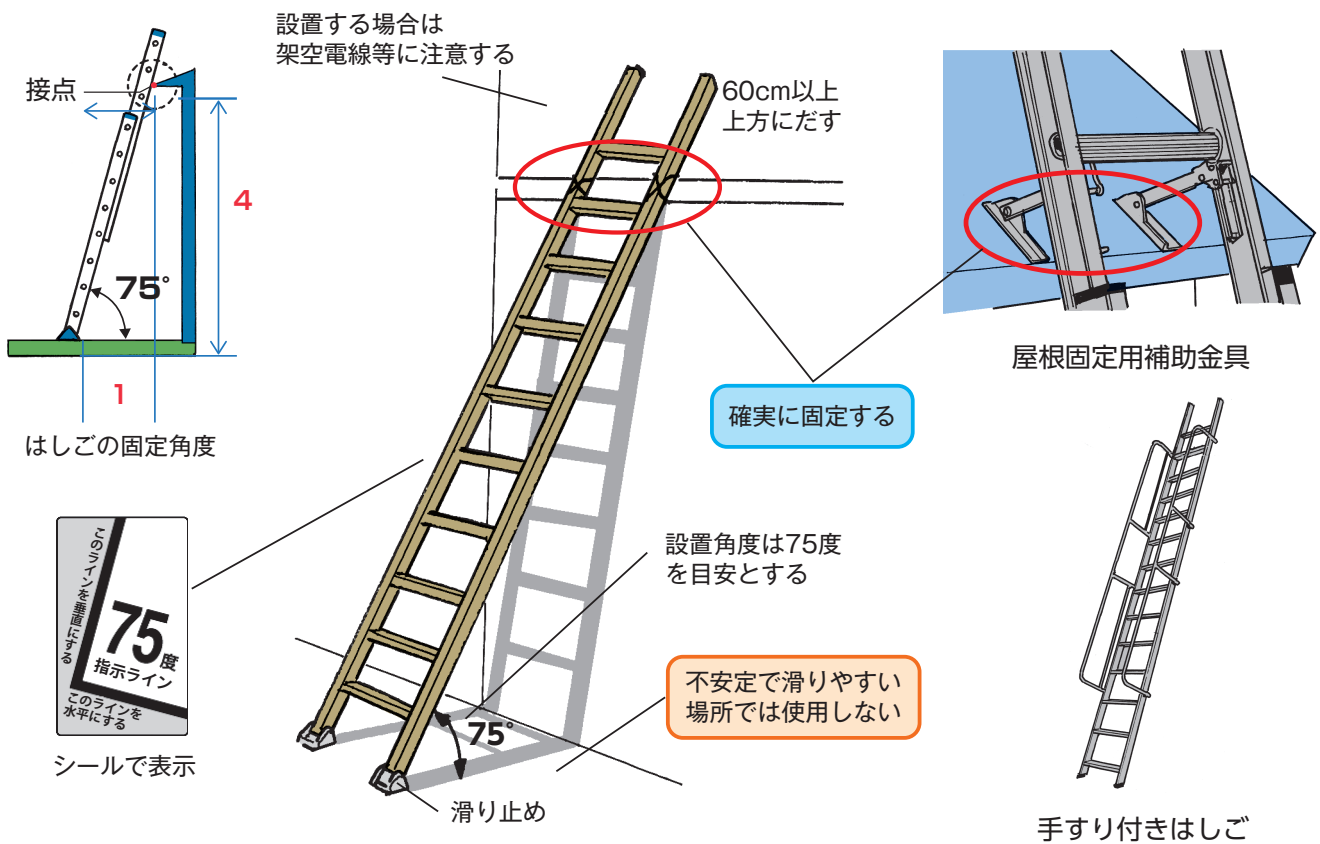
※リーフレット内の は作業に関する注意事項
 は設置に関する注意事項

は し ご

はしごは昇降のみに使用しましょう。
はしご上で作業しないようにしましょう。

いずれかの表示マークがついているものを使用しましょう。

機 材	表 示 マ ー ク
はしご	 日本産業規格  製品安全協会  軽金属製品協会  はしご脚立部会  軽金属製品協会



三点支持での昇降

物を持って昇降しない



保護帽

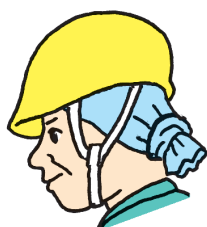
保護帽は型式検定合格証（労・検ラベル）が貼付されているものを使用しましょう。



保護帽の型式	型式名称: 168-F2Z
帽体材質	保護帽 帽体材質 ABS
検定取得年月	労(2024. 5)検
検定番号	(1)TH2825 (2)TH2826 (3)TF694
製造業者名	〇〇〇〇〇
製造年月	2025. 1
区分	(1)飛来落下物用 (2)墜落時保護用 (3)電気用7,000V以下

労・検ラベルの例

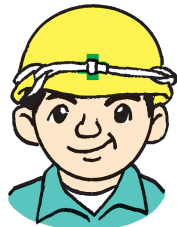
保護帽のあやまった被り方



✕ タオルを巻いたり保冷剤を入れたりしない



✕ あごひもが緩い



✕ あごひもがツバの上



✕ あごひも締めず



✕ ななめ、後ろ前



✕ アミダかぶり

保護帽の着用ポイント

必ず保護帽を着用！



特に **1** と **3** を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あごひもをしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 ヘッドバンドは、頭の大きさに合わせて調節すること

1 要チェック！

保護帽内側に貼られている「労・検ラベル」等に用途が書かれています！

3 参考

あごひもと耳ひもの接続部分を留め具等で固定すると、衝撃で保護帽がズレにくくなります！

トラック荷台への昇降

最大積載量が **2t 以上** の貨物自動車（トラック）に荷物の積卸しをする際は**昇降設備**の設置と**保護帽**の着用が必要です。



可搬式の踏み台等の例

脚立・はしご昇降設備に関する詳細については、木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアルをご確認ください。



